第 14 次 労働災害防止計画

（概要版）

花巻労働基準監督署

POINT 1 「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第 6 条に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める 5 か年計画です。花巻労働基準監督署では「一人の被災者も出さない」という基本理念のもと、死亡災害、死傷災害の減少を目標とします。

POINT 2 第 14 次労働災害防止計画は、**令和５年(2023)4 月 1 日～令和 10 年(2028)3 月 31 日までの５年間**です。

POINT 3 **８つの重点事項**と具体的取組を定めています（次ページ参照）。
各企業は、これらの取組を積極的に推進しましょう。

POINT 4 重点対策ごとに**「アウトプット指標」**と**「アウトカム指標」**を定め、毎年これらの指標を用いて取組状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

花巻労働基準監督署の労働災害による死傷者数の推移

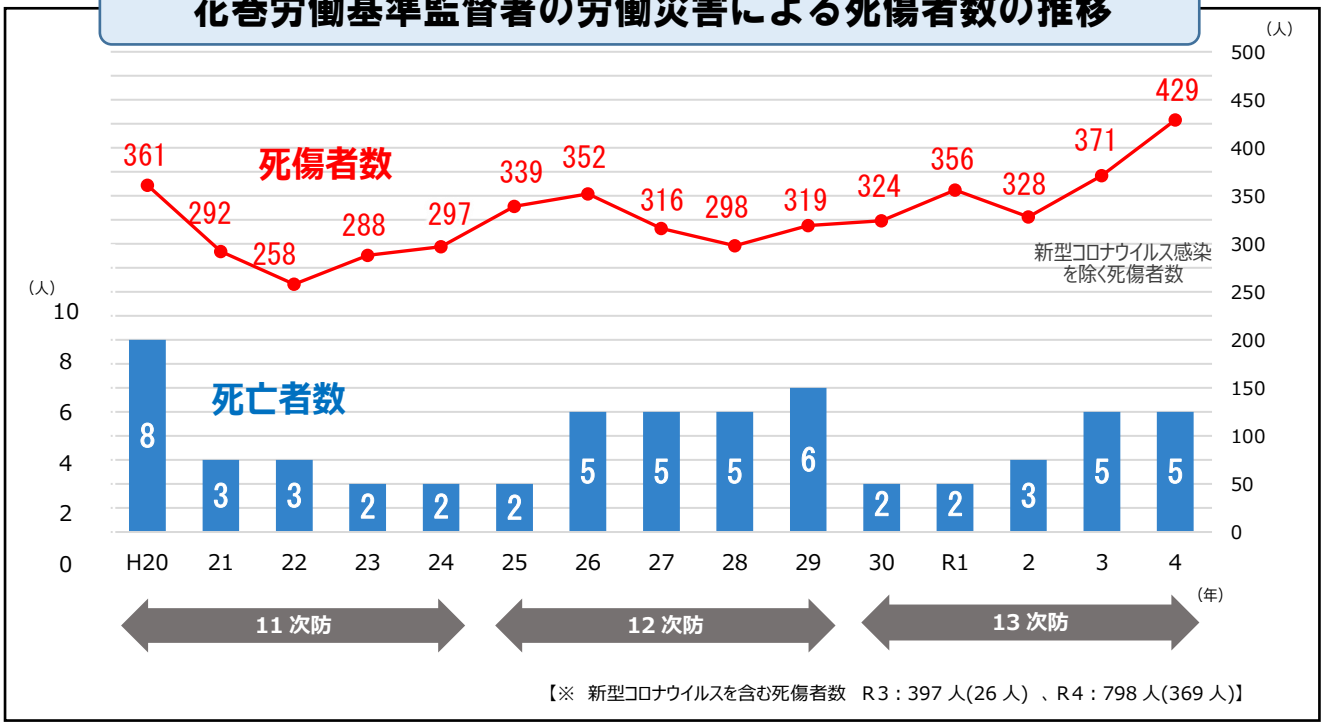

【※ 新型コロナウイルスを含む死傷者数 R3：397 人(26 人) 、R4：798 人(369 人)】

アウトプット指標	重点事項に係る取組の進捗状況を確認する指標
アウトカム指標	アウトプット指標が達成されたときに期待される効果

アウトカム指標を達成した場合に期待される結果

死亡災害については、５％以上減少する

※ 花巻労働基準監督署では死亡災害「ゼロ」を目指しています

死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare　岩手労働局　花巻労働基準監督署

８つの重点事項の具体的取組（抜粋）

重点❶ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」、「健康経営優良法人認定制度」などを広く周知します。
- 労働災害防止団体と連携し、労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行います。
- 安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点から実利的なメリット、取り組まないことによるデメリットについて周知を図り、特に中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起します。

重点❷ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための周知を図ります。
- 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知します。
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入などの腰痛の予防対策の普及を図ります。

アウトプット指標		アウトカム指標
●転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を 50%以上とする。 ●卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 80%以上とする。	➡	●転倒の年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかける。 ●転倒による平均休業見込日数を令和９年までに 40 日以下とする。
●介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる。	➡	●社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる。

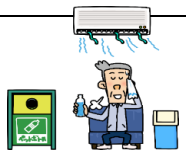

重点❸ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知啓発を行います。

アウトプット指標		アウトカム指標
●「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を 50%以上とする。	➡	●60 歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。

重点❹ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知するとともに、副業・兼業を行う労働自身が健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図ります。
- 技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の見える化のためのピクトグラム安全表示の周知を図ります。

アウトプット指標		アウトカム指標
●外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 50%以上とする。	➡	●外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする。

重点❺ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける省令の内容についての周知等を行います。
- 個人事業主等に対する安全衛生対策の在り方検討会、注文者等による保護措置の在り方等に係る検討結果の周知を行います。

重点 6　業種別の労働災害防止対策の推進

➤道路貨物運送業

荷役作業時に、トラックから墜落・転落する災害の防止のため、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図り、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図ります。

また、荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生していることから、荷主事業者対策に取り組みます。

➤建設業

墜落・転落災害防止のため、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の徹底を図ります。

➤製造業

リスクアセスメントの実施の徹底及び機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進します。

➤林　業

立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図ります。

また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図ります。

アウトプット指標		アウトカム指標
●「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業の事業場(荷主を含む。)の割合を 45%以上とする。	➡	●**道路貨物運送業**の死傷者数を 5 %以上減少させ、41 人以下とする。
●墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 85%以上とする。	➡	●**建設業**における死亡者数を 0 人とする。
●機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策にに取り組む製造業の事業場の割合を 60%　以上とする。	➡	●**製造業**における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 5 %以上減少させ、18 人以下とする。
●「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 50%以上とする	➡	●**林業**の死亡者数を 0 人とする。

重点 7　労働者の健康確保対策の推進

- ●産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を支援します。
- ●職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図ります。
- ●長時間労働の削減のための取組を基本として、①長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、②医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨されるよう、制度の趣旨や必要性を事業者へ周知、の取組を進めます。
- ●「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を強化します。産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施します。

アウトプット指標		アウトカム指標
●企業における年次有給休暇の取得率を 70%以上とする。 ●勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 15%以上とする。	➡	●週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 %以下とする。 ●　自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 50%未満とする。
●メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 80%以上とする。 ●労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 50%以上とする。	➡	
●必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 80%以上とする。	➡	

重点 ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質管理に係る相談窓口や簡易リスクアセスメントツールの化学物質管理の支援の周知を図ります。
- 石綿事前調査結果報告システムの運用による報告の徹底、石綿ばく露防止対策徹底マニュアル等の周知を行います。
- 第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取組みます。
- 熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行います。

アウトプット指標		アウトカム指標
●労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を 80%以上とする。 ●労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 80%以上とする。	➡	●化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第 13 次防の期間と比較して、5 年間で 5％以上減少させる。
●熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。	➡	●増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第 13 次防の期間と比較して減少させる。

《 アウトプット指標の達成状況の確認にご協力をお願いいたします 》

（R 6.4）